|  |
| --- |
| **農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令 和　　　　年　　　　月　　　　日日立市農業委員会会長　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　下記によって農地を転用したいので農地法第４条第１項第７号の規定によって届け出ます。 |
| １届出者の住所 | 住　　　　　所 |
|  |
| ２土地の所在、地番、地目、面積及び所有者並びに耕作(利用）者の氏名 | 土地の所在 | 地 番 | 地 目 | 面 積（㎡） | 土地の所有者 | 耕作（利用）者 |
| 市 | 町 | 字 | 登記簿 | 現況 | 氏　名 | 住　所 | 氏　名 | 住　所 |
| 日立 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　計　　　　　　筆　　　　　　　㎡　（田　　　　　筆　　　　　　㎡、　畑　　　　　筆　　　　　　　㎡） |
| ３転用計画 | 転用の目的 | 　 |
| 転用の時期 | 工事着工時期 | 令 和　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 工事完了時期 | 　　令 和　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 転用の目的に係る事業または施設の概要 |  |
| ４　転用することによって生ずる付近の農地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要 |  |
| ５　添付書類、その他参考となるべき事項 | １　添付が必須のもの（添付したものは、□を「☑」としてください。）□　(1)　全部事項証明書の原本（３か月以内に発行されたもの）□　(2)　位置図（縮尺：1／500～1／25,000、市販されている地図可）２　必要に応じて添付が必要なもの（添付したものは、□を「☑」としてください。）□　(1)　委任状（代理人が申請の場合）□　(2)　住民票等（全部事項証明書に記載されている土地所有者の住所、氏名と届出者の現住所、氏名が異なる場合、当該証明書の住所、氏名から現住所、氏名までつながる書類）□　(3)　測量図（上記２に記載の土地の一部を転用する場合）□　(4)　届出地が耕作目的で貸借契約を結んでいる場合は、解約を証する書面。（農地法第１８条）□　(5)　 その他必要な書類　  |
|  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先　　　　　　　　　　　　電話　　　　　　　　　　　　　）

**市街化区域内の農地転用届出の手続きについて**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日立市農業委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話(２２)３１１１内線４０４

１　市街化区域内の農地転用届出書の受付について

(1)　随時、農業委員会事務局で受付けております。

(2)　毎月１０日（土、日、祝日の場合は、直後の開庁日）は、定例総会日のため、職員が不在となる場合があります。

２　届出に係る注意点について

(1)　転用の手続きをして受理されますと、地方税法に基づいて固定資産税、都市計画税が翌年からは農地課税から宅地並み課税になります。

(2)　届出をした後は、処分の取消は行政上の理由がないかぎりできませんので、手続きは慎重にお願いするとともに、届出者の住所については、誤記の無いように記載してください。

転用届出に必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書　　類 | 部数 | 内　　　　　　　　　容 |
| 届出書 | １ | 届出書用紙は、農業委員会事務局又は市の支所にもあります。 |
| ※全部事項証明書 | １ | ・届出する土地の全部事項証明書（土地登記簿謄本）で３ヵ月以内のもの）・所有者の住所が登記事項証明書の住所、氏名が相違している場合は、同一人であることを証する書面(戸籍の附表票等)を添付。 |
| ※位置図 | １ | 市販されている地図など　縮尺＝1/500～1/25,000 |
| 委任状 | １ | 代理の方が届出される場合には、委任状（自署・押印）を添付。 |
| 仮換地証明書 | 1 | 区画整理施行地区内で本換地が済んでいない場合（市役所　都市整備課） |
| 小作解約を証する書面 | 1 | 届出地が耕作目的で貸借契約を結んでいる場合は、解約を証する書面。（農地法第１８条） |
| その他参考書類 | 1 | ・以上の添付書類のほか、必要に応じて提出していただくことがあります。・届出する土地に、仮登記がしてある場合は、抹消後申請するか、権利者が同意した旨の書面を添付。 |

※添付書類‥‥全部事項証明書と位置図は必須。その他は必要に応じ添付が必要。

※受理書の発行‥‥原則月曜日から金曜日までの届け出は、翌週発行しています。